

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

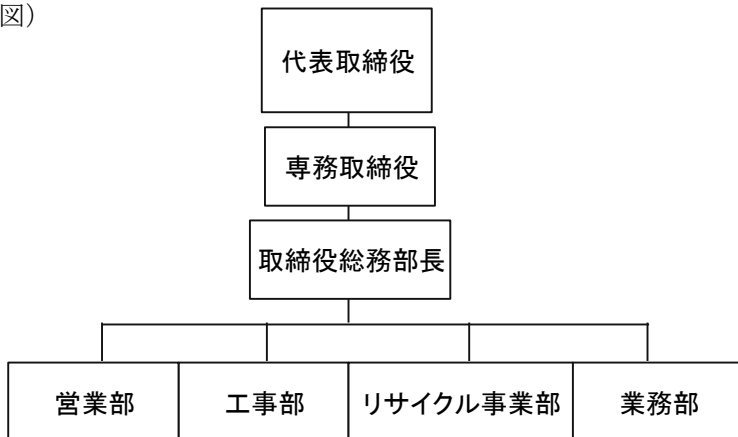
（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2024 年 5 月 27 日	
都道府県知事	
（市長） 殿	
提出者	
住 所 静岡県浜松市中央区伊左地町3007-1	
氏 名 中野町産業株式会社	
代表取締役 安間文信	
電話番号 053-485-2236	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	中野町産業株式会社
事業場の所在地	静岡県浜松市中央区伊左地町3007-1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	完成工事高 1,058,876,426円
③ 従業員数	34名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	解体工事現場において分別解体 → 廃棄物の種類別に仕分け → 廃棄物の種類毎にダンプトラックに積込 → 委託契約を結んだ処分場へ運搬 → 処分場にて荷卸し処理の委託(中間処理・最終処理) → 処理の確認 ※事前に産業廃棄物の許可証の確認と違法性がないか調査して処分場のリストを作成。そのリストから廃棄物の種類ごとに処分場を選定し、委託契約を結んでいる。また委託先の現地確認を実施し、遵法性の確認を行っている。収集運搬業者については、許可証の確認を行うとともに今までの経験から信頼のおける業者を選び、委託契約を結んでいる。

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	別紙のとおり t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	別紙のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		t
②計画	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第2面) 別紙

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度(令和5年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	木くず	236.55 t
	がれき類	4,472.08 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	17.50 t
	廃プラスチック類	14.36 t
	石膏ボード	13.65 t
	建設混合廃棄物	31.92 t
	繊維くず	0.28 t
	廃油	0.32 t
(これまで実施した取組) 丁寧な分別解体を実施し、廃棄物の種類毎に集積及び搬出処理を行っている。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	木くず	200 t
	がれき類	2000 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	10 t
	廃プラスチック類	10 t
	石膏ボード	7 t
	建設混合廃棄物	20 t
	繊維くず	0 t
	廃油	0 t
(今後実施する予定の取組) 今後も分別解体を徹底し、特にアスベスト含有建材と他の廃材が混ざらないよう注意し、廃棄物の種類毎に集積し搬出処理を行う。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	53.8 t	0 t
	(これまでに実施した取組) コンクリートガラを自社プラントで破砕処理し、再生砕石として販売している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	50 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 今後もアスベストが混入しないよう展開検査を確実に実施し製品の品質を確保し、積極的に販売していく予定。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 特になし。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 特になし。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	-	-
特になし。			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	-	-
特になし。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】					
①現状	産業廃棄物の種類	木くず	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類
	全処理委託量	236.55 t	4,472.08 t	17.50 t	14.36 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	2,851.41 t	3.50 t	13.16 t
	再生利用業者への処理委託量	236.55 t	4,472.08 t	17.5	14.36 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	石膏ボード	建設混合廃棄物	繊維くず	廃油
	全処理委託量	13.65 t	31.92 t	0.28 t	0.32 t
	優良認定処理業者への処理委託量	4.35 t	23.99 t	0.15 t	0.32 t
	再生利用業者への処理委託量	13.65 t	31.92 t	0.28 t	0.32 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物処分場の許可証の確認と違法性がないかを調査して処分場のリストを作成。廃棄物数量を把握後、そのリストの中から廃棄物の種類毎に処分場を選定し、委託契約書を作成している。また、1年間の排出先のリストを作成し、処分委託先の実地確認を年1回実施し違法性の確認をしている。 収集運搬業者については許可証の確認を行うとともに、今までの経験から信頼のおける業者を選りすぐり委託契約を結んでいる。				

【目標】						
② 計 画	産業廃棄物の種類	木くず	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	
	全処理委託量	200 t	2,000 t	10 t	10 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	500 t	5 t	5 t	
	再生利用業者への処理委託量	200 t	1,500 t	5 t	5 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	
	産業廃棄物の種類	石膏ボード	建設混合物廃棄物	繊維くず	廃油	
	全処理委託量	10 t	20 t	0 t	0 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	7 t	10 t	0 t	0 t	
	再生利用業者への処理委託量	3 t	10 t	0 t	0 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>今後も処分の委託先の遵法性を確認したうえで委託契約を結び、併せて年1回の実地確認を行っていく予定。</p> <p>収集運搬業者についても許可証の確認を行うとともに、信頼のおける業者を選びすぐり委託契約を結んでいく予定。</p>					
	※事務処理欄					